多機関研究用
病院HP掲載用

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：
東北医科薬科大学病院
東北医科薬科大学薬学部
東北大学病院

受付番号	２０２３－２－０２０－０００１
倫理審査（初回審査）	２０２３年7月１０日
研究課題名	造血器腫瘍検体を用いた糖鎖の機能と意義の解明
研究の対象	2020年11月13日～2028年12月31日に当院で急性骨髄性白血病または骨髄異形成症候群と診断された方
研究の目的・方法	急性骨髄性白血病や骨髄異形成症候群の細胞を用いて、これら疾患の病態に重要な受容体や、様々な糖鎖発現解析を行い、病態への関わりを明らかにします。さらに、臨床的な特徴を調べるとともに、これら細胞に糖鎖合成阻害剤や抗がん剤を加えて、薬物感受性や耐性に対しても検討を行い、糖鎖に焦点を当てた新たなバイオマーカー（治療指標）の確立を試みます。 ・研究実施期間：２０２３年7月１２日～2028年12月31日
調査データ該当期間	西暦2020年11月13日　～　西暦2028年12月31日
試料・情報の提供を行う機関の名称及び病院長の氏名	東北大学病院　病院長　張替秀郎
提供する試料・情報の取得の方法	「造血器腫瘍および不応性貧血における遺伝子解析研究」という研究で同意を取得し、検体保存したものを使用します。匿名化した情報を厳重に運搬し、個人情報管理者により管理されます。
研究に用いる試料・情報の種類	情報:病歴、治療歴、血液学的検査、血液生化学的検査、骨髄像検査結果、遺伝子染色体異常の有無、カルテ番号 試料:骨髄液、場合により末梢血液
試料・情報の授受	診療情報については東北大学病院から東北医科薬科大学病院に提供されます（対象期間：2020年11月13日～2023年12月28日）。東北大学あるいは当院にて保管している検体については東北医科薬科大学分子生体膜研究所に運搬され、解析が行われます。 なお、提供する際は、あなたを特定できる情報は記載せず、個人が特定できないように配慮いたします。

研究代表者名及び 所属研究機関名	研究代表者：髙橋 伸一郎 所属研究機関名：東北医科薬科大学病院
研究組織	東北医科薬科大学病院検査部　髙橋 伸一郎 東北医科薬科大学分子生体膜研究所　顧 建国 東北医科薬科大学病院血液リウマチ科　亀岡 淳一 東北大学大学院医学系研究科血液内科学分野　横山 寿行※ ※2023 年 7 月 10 日～2024 年 11 月 18 日
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて、研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申し出ください。その場合でも、研究対象者に不利益が生じることはありません。 【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒983-8536 宮城県仙台市宮城野区 1 丁目 15-1 TEL:022-290-8889 研究責任者（研究代表者）:東北医科薬科大学病院 検査部 髙橋 伸一郎

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第 21 条＞

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。　診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第 33 条＞

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合